

茨城県報 号 外

昭和49年10月7日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

公 告

●昭和49年度消防設備士試験実施要綱

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の8の規定に基づく昭和49年度消防設備士試験を次のとおり実施する。

昭和49年10月7日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 試 験 期 日

筆 記 試 験 昭和49年12月8日(日)9時00分受付開始

実 技 試 験 昭和49年12月20日(金)

(筆記試験に合格したものに対して行う。)

2 試 験 場 所

筆 記 試 験 那珂郡那珂町西木倉1310 県立水戸農業高等学校

実 技 試 験 水戸市緑町2丁目1番2号 水戸市消防本部

3 試 験 区 分

甲種消防設備士試験 第1類～第5類

乙種消防設備士試験 第1類～第7類

4 受 験 資 格

甲種消防設備士試験

次の各号の一に該当するもの

- (1) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において機械電気、工業化学又は建築に関する学科を修めて卒業した者(別紙1)
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第29号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する正規の課程を修めて卒業した者(別紙2)
- (3) 技術士法(昭和32年法律第124号)第4条に規定する本試験に合格した者
- (4) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第54条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

- (6) 前各号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認められる者(別紙3)
- (7) 乙種消防設備士免状の交付を受けた後2年以上消防用設備の実務経験を有する者

乙種消防設備士試験

甲種消防設備士試験資格者以外の者

5 受 験 手 続

所定の受験願書に写真、手数料をのりづけして提出のこと。なお、甲種消防設備士試験にあつては受験資格を証明する書類(別紙4)を添付すること。

- (1) 写 真 上半身、脱帽、正面向き、縦5.5cm、横4cmとし、願書提出前6カ月以内に撮影したもの

- (2) 手数料 (茨城県収入証紙) 1種類につき

甲種消防設備士試験 1,500円

乙種消防設備士試験 1,000円

6 受験願書受付

願 書 提 出 先 水戸市三の丸1丁目5-38
茨城県総務部消防防災課

受 付 期 間 昭和49年10月9日~11月8日
締切当日消印のあるものは有効

7 試 験 方 法

択一式による筆記試験および実技試験を行う。

筆 記 試 験

- (1) 機械又は電気に関する基礎知識
- (2) 消防用設備等の構造、機能及び工事又は整備の方法
- (3) 消防関係法令

実 技 試 験

筆記試験の合格者に対して行い、消防用機器を示してする面接試験及び甲種の試験にあつては受験に係る指定区分の消防用設備等に関する製図の方法により行う。

免 除 科 目

- ・ 受験資格(2)に該当する者は筆記試験のうち(1)の科目を免除する。
- ・ 受験資格(3)に該当する者で次の各号に掲げる技術の部門に係るものに対しては、当該各号に掲げる指定区分に係る筆記試験のうち(1)および(2)を免除する。

機 械 部 門 第1類, 第2類, 第3類, 第5類

電 気 部 門 第4類

化 学 部 門 第2類, 第3類

衛生工学部門 第1類

- ・ 受験資格(4)、(5)に該当する者は、筆記試験(1)および(2)の科目のうち電気に関する部門を免除する。
- ・ 消防法第21条の3第3項の試験の実施業務に2年以上従事する日本消防検定協会の職員に対しては、筆記試験のうち(1)および(2)の科目を免除する。

8 合格者の発表

筆 記 試 験 昭和49年12月13日

県庁に掲示するほか本人に通知し、あわせて実技試験の案内をする。

実 技 試 験 昭和49年12月26日

県庁に掲示するほか本人に通知する。

9 そ の 他

- ・ 受験願書は県消防防災課、各消防本部、町村役場で交付する。上記書類を郵送で請求する場合は、あて先を明記し、郵便切手をはりつけた返信用切手を同封すること。
- ・ 手数料は茨城県収入証紙 購入するさい政府発行の印紙、市町村発行の収入証紙と間違わないよう注意すること。
- ・ 試験場は駐車場がないので車の乗入れを固く禁じます。

別 紙

試 験 区 分			工事又は整備を行うことができる消防用設備等の種類 (乙種は整備のみを行うことができる)
甲 乙 種 種	第 1 類 第 2 類 第 3 類 第 4 類 第 5 類 第 6 類 第 7 類	第 1 類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は屋外消火栓設備
		第 2 類	泡消火設備
		第 3 類	二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
		第 4 類	自動火災報知設備又は消防機関へ通報する火災報知設備
		第 5 類	金属性避難はしご、救助袋又は緩降機
		第 6 類	消火器
		第 7 類	漏電火災警報器

1 受験資格(1)は次の学科を卒業した者

- (1) 機械科 (2) 電気科 (3) 電気通信科又は電子科 (4) 工業化学科 (5) 建築科
- (6) 精密機械科 (7) 設備工業科 (8) 機関科 (9) 電子工業科 (10) 電波科
- (11) 電気化学科 (12) 建設科 (13) 計測科

2 受験資格(2)は次の学科を卒業した者

- (1) 機械工学科 (2) 産業機械工学科 (3) 生産機械工業科 (4) 精密工学科
- (5) 精密機械工学科 (6) 動力機械工学科 (7) 船用機関科 (8) 原動機科 (9) 機関科
- (10) 制御工学科 (11) 計測工学科 (12) 電気工学科 (13) 電子工学科 (14) 通信工学科
- (15) 電波通信学科 (16) 通信機械工学科 (17) 電気学科 (18) 化学工業科又は工業化学科
- (19) 化学機械学科又は化学機械工学科 (20) 応用化学科 (21) 燃料化学科又は燃料工学科
- (22) 合成化学工学科又は合成化学科 (23) 高分子化学科又は高分子工学科 (24) 繊維工学科
- (25) 繊維工業化学科 (26) 土木工学科 (27) 土工土木工学科 (28) 開発土木工学科
- (29) 農業土木工学科 (30) 建築学科又は建築工学科 (31) 建築基礎工学科 (32) 建築工芸学科
- (33) 衛生工学科 (34) 構築工学科 (35) 基礎工学科 (36) 機械理学科 (37) 電子機械工学科
- (38) 電子理学科 (39) 電気通信学科 (40) 電気化学科 (41) 建設工学科 (42) 設備工学科

なお、学科の名称にかえて「部門」「専攻」の名称を用いているものは学科とみなす。

3 受験資格(6)の認められる者の範囲は次のとおり

- (1) 大学又は高等専門学校において機械、電気工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位取得した者
- (2) 理学、工学、農学又は薬学のいずれか1部門において、博士又は修士の学位(外国において授与された学位でこれに相当するものを含む。)を有する者
- (3) 次に掲げる学校の卒業者であつて、在学中に専攻した事項が機械、電気、工業化学、土木又は建築に関するものである者、又は大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)による単位に換算して機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位以上修めた者
 - ① 旧大学令による大学
 - ② 旧専門学校令による専門学校
 - ③ 外国における大学又は専門学校
 - ④ 旧朝鮮教育令、旧台湾教育令、旧関東州及び在満帝国臣民教育令若しくは大正10年勅令第328号による大学又は専門学校(修業年限3年以上のものに限る。)
 - ⑤ 旧師範教育令による高等師範学校
 - ⑥ 旧実業学校教員養成所規程による実業学校教員養成所
- (4) 教育職員免許法により、高等学校の工業の教科について普通免許状を有する者
- (5) 専門学校卒業程度検定試験合格者で、その専攻した事項で機械、電気、工業化学、土木建築に該当するものである者

- (6) 旧教員免許令による教員免許状所有者で教育職員免許法施行法第1条により(5)の教員免許状を有するとみなされる者
- (7) 給水責任技術者又は給水装置技術者
- (8) 東京都火災予防条例による消防設備士
- (9) 改正消防法施行規則施行(昭和41.10.1)前において消防用設備等の工事について3年以上の実務経験を有する者
- (10) 消防用設備等の工事の補助者として5年以上の実務経験を有する者
なお、単位数の計算については、大学設置基準令によるものとする。
- (11) 他の指定区分の甲種消防設備士免状を受けている者
- (12) 学校教育法第83条第1項に規定する各種学校で大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)による単位に換算して機械、電気、工業化学、土木、建築、又は設備に関する学科を15単位修めた者

4 受験資格を証明する書類

- (1) 当該大学、学校長の卒業証明書又は卒業証書、単位取得を証明する書類等の写し(コピーしたもの)
- (2) 合格証明書、免状等をもっているものは免状等の写し(コピーしたもの)
- (3) 実務経験を証明する場合は事業主の証明

消防設備士試験受験願書

茨城県知事		殿		昭和 年 月 日	
				申請者氏名	印
写 真 6 ヲ月以内に撮影した上半身, 脱帽, 正面向き 縦5.5cm, 横4 cmの もの	本 籍				
	現 住 所	郵便番号 () 連絡先 TEL ()			
	ふりがな氏 名	年 月 日生			
	試験の種類及び指定区分	種 第 類			
受 験 資 格 (甲種のみ)					
免除される試験科目及びその資格					
受 付 欄	受 験 番 号	手 数 料 欄			
		甲 種 1,500円 } 茨城県収入証紙裏全面に 乙 種 1,000円 } のり付けして貼ること。 重ね貼り付けしないこと。			

実 務 経 験 証 明 書	氏名	(年 月 日生) は当社において
	の消防設備工事の補助者として 年 月 日から 年 月 日までの	
	年 月間従事していたことを証明します。	
	年 月 日	所在地
		事業所名
	代 表 者	印

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
 (休日の場合は繰り下ぐ) 金 7 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
 発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所